

## 令和5年度「エイズ対策実用化研究事業」 公募に関するQ&A

### Q. 研究マネジメントに関してのチェック項目（医薬品）とは何ですか。

A. 下記の項目の両方に該当する提案者は、「研究マネジメントに関してのチェック項目（医薬品）」を満たしているかを確認する「チェック項目記入表」の提出が必須となります。

- ・ 将来的に企業に導出することで医薬品としての実用化（製造販売承認）を目指す開発課題を応募する提案者
- ・ 既に創薬標的の検証（ターゲットバリデーション）が終了しており、ステージゲート①（※）以降の段階にある提案者

この記入表は、医薬品の研究開発プロセスの適切な時点（ステージゲート）においてそれまでの進捗状況等を確認し Go/no-go 判断を行うことで、実用化のための研究を着実に実施するために活用されます。

※チェック項目記入表の様式やステージゲート①の詳細については、AMED のウェブサイト「医薬品開発の研究マネジメントに関するチェック項目について」([https://wwwAMED.go.jp/koubo/iyakuhin\\_check.html](https://wwwAMED.go.jp/koubo/iyakuhin_check.html)) をご確認ください。

なお、多能性幹細胞（iPS／ES 細胞）、体性幹細胞又は遺伝子改変細胞を用いた再生医療等の実用化にかかる研究開発課題を提案する場合は、「再生医療研究事業のマネジメントに関するチェック項目」の提出が必要な場合があります。

詳しくは、[https://wwwAMED.go.jp/koubo/saisei\\_check.html](https://wwwAMED.go.jp/koubo/saisei_check.html) をご確認ください。

### Q. 開発品目が複数ある場合は、それぞれの品目について「チェック項目記入表」を作成するのですか。

A. そのとおりです。それぞれの開発品目毎に「チェック項目記入表」の作成をお願いします。その場合、「研究開発課題名」欄に研究開発課題名に続けて括弧書きで開発品目を明示してください。

### Q. すでに分担研究者として HIV の研究を行っていますが関連する研究を研究代表者として応募できますか。

A. 可能です。ただし、研究費の不合理な重複及び過度の集中（詳細は公募要領「第5章 5.5 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除」を参照してください。）に該当しないことを確認するため、実施中の研究開発課題の情報は（様式 1）研究開発提案書の「4. 研究費の応募・受入等の情報・エフォート」に必ず記載してください。

**Q. 現在若手研究者として登用されている研究者が、【若手育成枠】の研究開発課題の研究代表者として応募することはできますか。**

A. 可能です。ただし、所属機関の規則等及び公募要領に記載されている研究代表者の条件等にご留意下さい。

**Q. 若手研究者登用の対象として申請される研究者が、同時に【若手育成枠】の研究代表者として応募することはできますか。**

A. 若手研究者としての登用が申請されている研究者が【若手育成枠】へ応募することに制限はありません。

**Q. 申請書類の提出はすべて日本語ですか。**

A. 提案書類は原則として日本語での作成ですが、要約については日本語と英語の両方の記載が必須となります。